

試験問題（解答時間50分）（100点）

Ⅲ. 所得税法

問1

次に掲げるものの所得区分を解答欄の選択肢の中から選びなさい。（計8点）

- (1) 父からの贈与により取得した金銭
- (2) 会社から支給された出張旅費のうち通常必要と認められるもの
- (3) 時価30万円以下の宝石を譲渡したことによる所得
- (4) 損害保険契約に基づく満期返戻金
- (5) 競馬の馬券の払戻金（営利を目的とするものではない）
- (6) 遺族が受ける死亡した者の恩給及び年金（死亡した者の勤務に基づき支給されたもの）
- (7) 会社から支給された通勤手当のうち月額15万円を超える部分の金額
- (8) 納税準備預金の利子（租税納付目的以外に引き出されていない。）

問 2

不動産貸付業を営む居住者甲は、本年中に次に掲げる賃貸料等の支払いを受けている。
甲の本年分の不動産所得に係る総収入金額に算入すべき金額を計算し ～ に当てはまるものを解答欄の選択肢の中から選びなさい。なお不動産収入について前受未収の経理をしているものとする。(計 13 点)

収入の種類	収入金額	備 考
アパートの家賃収入	1,600,000円	本年10月から 5 世帯に対して月額80,000円で貸付けている。なお、毎月末日に翌月分の家賃の支払いを受けることとなっており 9 月末日から支払いを受けている。
アパートの権利金収入	800,000円	契約締結の際に上記 5 世帯から家賃の 2 月分の支払いを受けている (契約により返還を要しない。)
アパートの敷金収入	800,000円	契約締結の際に上記 5 世帯から家賃の 2 月分の支払いを受けている。 なお、契約終了時に一部を修繕費に充てた上で残額を返還することとなっているが、本年末日までに契約を終了した世帯はない。
ネオンサインの設置に係る使用料収入	360,000円	契約により、毎年 6 月 1 日に向こう 1 年分の支払いを受けている。なお、この使用料については本年受取分から値上げをしており、前年支払いを受けた金額は240,000円であった。

(単位：円)

(1) アパートの家賃収入	$80,000 \times 5 \text{ 世帯} \times \text{ 月} = \text{ }$
(2) アパートの権利金収入	$80,000 \times \text{ 月} \times 5 \text{ 世帯} = \text{ }$
(3) アパートの敷金収入	D
(4) ネオンサインの設置使用料	$240,000 \times \frac{\text{ }}{12} + 360,000 \times \frac{\text{ }}{12} = \text{ }$
(5) (1)～(4)の計＝	H

問3

次の資料により、居住者甲の本年分の給与所得の金額を計算し A ～ I に当てはまるものを解答欄の選択肢の中から選びなさい。(計11点)

〈資料〉

収入の種類	収入金額	備 考
基 本 給	3,600,000円	
通 勤 手 当	1,872,000円	給与規程に基づいて計算されており、1か月当たり156,000円を実費支給している。
出張手当	220,000円	旅費規程に基づいて計算されたものである。

なお、前年以前より甲は従業員社宅に入居しており、上記の給与より480,000円（月額40,000円）が控除されている。この従業員社宅の通常の賃貸料相当額は、月額90,000円である。

〈給与所得控除額の速算表〉(抄)

給与所得の収入金額が

3,600,000円を超え、6,600,000円までの場合……収入金額×20%＋440,000円

(単位：円)

摘 要	金 額	計 算 過 程
給 与 所 得		(1) 収入金額 (通勤手当) $3,600,000 + (156,000 - \text{A}) \times \text{B} \text{ ヶ月}$ (出張旅費) (社宅控除) $+ \text{C} + (\text{D} - \text{E})$ $\times \text{F} \text{ 月} = \text{G}$ (2) 給与所得控除 $\text{G} \times 20\% + 440,000 = \text{H}$ (3) (1)－(2) = I

問 4

次の資料により、居住者甲の譲渡損益と特別控除額を求めるにあたり ～ に当てはまるものを解答欄の選択肢の中から選びなさい。(計 14 点)

〈資料〉

品 目	譲渡価額	取得費及び 譲渡費用	取 得 日	譲 渡 日
絵 画 1 点 (趣 味 で 所 有)	1,800,000円	900,000円	平成28. 9. 30	令和 3. 8. 25
貴 金 属 1 個 (日 常 生 活 に 使 用)	200,000円	180,000円	平成25. 3. 5	令和 3. 4. 28
宝 石 1 個 (日 常 生 活 に 使 用)	510,000円	850,000円	平成25. 2. 6	令和 3. 10. 11
家 具 1 組 (日 常 生 活 に 使 用)	650,000円	700,000円	平成30. 11. 7	令和 3. 10. 11

(単位：円)

摘 要	金 額	計 算 過 程
譲 渡 所 得	K	(1) 譲渡損益 総合短期 A B − C = D 総合長期 E F − G = H (2) 特別控除 (譲渡損益) I − J = K

問5

次のそれぞれの収入を各種所得に区分し解答欄の選択肢の中から選びなさい。

なお、非課税所得となるものについては「非課税所得」を選択しなさい。(計14点)

- (1) サラリーマンの退職手当
- (2) コインパーキング(自己の責任で他人の物を保管しており、社会通念上事業と認められる。)の貸付けによる収入
- (3) 建物の屋上に広告宣伝用の看板を設置させたことによる収入
- (4) 従業員寮を使用人に貸付けたことによる所得
- (5) 福引の当選金品
- (6) 損害保険契約に基づく満期返戻金
- (7) 個人からの贈与により取得する金銭
- (8) 事業主が給付を受けた雇用調整助成金

問 6

次の列記した取引について、居住者甲の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される金額について ～ に当てはまるものを解答欄の選択肢の中から選びなさい。なお、解答にあたっては、居住者甲の本年分の必要経費に算入される金額が多くなるように計算しなさい。(計 11 点)

- (1) 倉庫の固定資産税 120,000円

これは、事業の用に供している倉庫の令和 3 年度分の固定資産税のうち本年中に納期が到来し支払ったものであるが、令和 4 年 2 月に納期の到来する第 4 期分の 40,000円は上記の金額に含まれていない。

- (2) 前年分の所得税及び復興特別所得税 1,500,000円

- (3) 店舗併用住宅に係る水道光熱費 100,000円

この店舗併用住宅の事業供用割合は60%と認められる。

- (4) 損害賠償金 200,000円

これは、甲の営む事業に従事する使用人（甲の親族ではない。）が休日に事故を起こしたため、甲が事業主としての立場上やむを得ず被害者に対して支払った金額である。

なお、この事故に関して甲に故意又は重過失はなかった。

- (5) 車庫に係る不動産取得税 350,000円

これは、甲が本年 2 月に新たに車庫を取得したことに伴い支払ったものであり、取得と同時に事業の用に供している。

なお、このほかに上記車庫に係る登録免許税100,000円を支払っているが、甲は何ら処理していない。

(単位：円)

- (1) 固定資産税

$$120,000 + \text{A} = \text{ } \text{ }$$

- (2) 所得税及び復興特別所得税

- (3) 水道光熱費

$$\text{C} \times \text{D} = \text{E}$$

- (4) 損害賠償金

- (5) 給与

- (6) 不動産取得税

- (7) 登録免許税

問 7

次に掲げるものを、居住者甲の事業所得の金額の計算上必要経費として認められるものと、認められないものに区分しなさい。(計 18 点)

- (1) 商品倉庫に係る登録免許税
- (2) 家事用資産に係る不動産取得税
- (3) 本年中に納付した住民税
- (4) 事業用資産の取得のため甲の父（甲と生計別）から借入れた借入金の本年分の利子
- (5) 甲が商品運搬中に人身事故を起こし、他人にけがをさせてしまったことにより被害者に支払った損害賠償金（甲に故意又は重大な過失はない。）
- (6) 甲が商品運搬中に信号無視をしたことにより支払った罰金
- (7) 印紙を貼らなかったことによる過怠税
- (8) 事業用資産を保険目的とする損害保険契約（保険期間 1 年）に係る保険料
- (9) 店舗に係る固定資産税

問 8

次に掲げるものを医療費控除の対象になるものと、対象にならないものに区分しなさい。(計 11 点)

- (1) 医療用松葉づえの購入費
- (2) 診断書の作成費用
- (3) 出産費用
- (4) 美容整形費用
- (5) 人間ドック費用（検査の結果特に異常はみられなかった。）
- (6) 子供の歯列矯正代
- (7) 治療の対価（本年においてまだ支払いがされていないものである。）
- (8) 入院患者の年末、年始の帰宅に要する交通費
- (9) 通院のためのバス代（通常必要なものと認められるものである。）
- (10) 疾病予防費用
- (11) 特定健康診査の結果メタボリックシンドロームと診断されたために支払った特定保健指導の指導料